

社団法人福井県産業廃棄物協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人福井県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福井県福井市志比口2丁目26番8号に置く。
2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、産業廃棄物の適正処理の推進および再生利用等について、調査、研究、普及啓発等に係る事業を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理および再生利用に関する調査研究ならびに情報収集提供事業
- (2) 産業廃棄物の適正処理に関する研修、講習等の実施
- (3) 産業廃棄物の適正処理に関する普及、啓発および助言
- (4) 産業廃棄物の適正処理の推進に関する事業
- (5) 経営の近代化等産業廃棄物処理業者の経営改善等に関する指導および助言
- (6) 産業廃棄物適正処理に関する社団法人全国産業廃棄物連合会からの受託事業
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 類)

第5条 本協会の会員は次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、福井県知事の許可を受け、福井県内で産業廃棄物の処理もしくは再生利用を行う者、産業廃棄物を排出する事業者またはこれらの者の組式する団体で、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入 会)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は総会が別に定める基準により、理事会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金および会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散し、または破産したとき。
- (3) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (5) 許可の取消処分を受けたとき。
- (6) 1年以上会費を滞納したとき。

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会における3分の2以上の議決に基づいて、除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款またはその他の規程に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(届 出)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 住所もしくは氏名(法人または団体は、主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名)を変更したとき。
- (2) 事業を新たに追加したとき。
- (3) 事業の全部または一部を廃止し、または休止したとき。

第3章 役員

(種類および定数)

第13条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上18人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、会長、副会長、専務理事を互選する。
- 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(職務)

第15条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、本協会の業務を掌理し、会長および副会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款および総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 理事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計および業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会および福井県知事に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、または招集すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任後または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会における3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に、当該総会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 本協会の事業を妨げ、または妨げようとしたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問および相談役

(顧問)

第19条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は無給とし、会長の諮問に応じて、本協会の運営の重要事項につき意見を述べることができる。

3 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(相談役)

第20条 本協会に、相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は無給とし、会長の求めに応じて、事業の推進につき意見を述べることができる。

3 前項に定めるもののほか、相談役に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 総 会

(種 類)

第21条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決には加わらない。

(権 能)

第23条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第5項第4号の規定により召集の請求があったとき。
- (4) 監事が第15条第5項第4号の規定により、召集したとき。

(召 集)

第25条 総会は、監事が第15条第5項第4号の規定により召集する場合を除き、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第1号から第3号までの規定に基づく請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には、議長および当該総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名および押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事から第15条第5項第4号の規定により招集の請求があつたとき。

(4) 監事が第15条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第34条 理事会は、監事が第15条第5項第4号の規定により招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号または第3号の規定に基づく請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第15条第5項第4号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定める。

(定足数等)

第36条 理事会については、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」および「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

第7章 委員会および部会

(委員会)

第37条 本協会に、総会の議決に基づき、委員会を置くことができる。

2 委員会は、本協会の事業のうち特定の事項の実務を行う。

3 委員会の組織、構成および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(部 会)

第38条 本協会に、理事会の議決により部会を置くことができる。

2 部会は、廃棄物の種類または産業廃棄物処理業の区分ごとの特異性を考慮し、将来の産業廃棄物処理事業経営の発展向上のための実務を行う。

3 部会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 支 部

(支 部)

第 39 条 本協会は、総会の議決に基づき、各地区に支部を置くことができる。

2 地区支部は、地域の実情を考慮し、本協会の事業の円滑な運営を図るため、本協会の事業のうち特定の実務を行う。

3 地区支部の組織、構成および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第 9 章 財産および会計

(財産の構成)

第 40 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第 41 条 本協会の財産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第 43 条 会長は、毎会計年度開始前に本協会の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類を作成し、総会における 3 分の 2 以上の議決を経て、福井県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、新たな予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入し、または支出することができる。

2 前項の規定による収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 会長は、毎会計年度終了後、本協会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会における3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に福井県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、14日以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会における3分の2以上の議決を経、かつ、福井県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第47条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第49条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第50条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決に基づき、会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(帳簿および書類の備付け)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事および職員の名簿および履歴書
- (4) 許可、許可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

第12章 補 則

(委 任)

第53条 この定款に定めるものの他、本協会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この法人の設立許可した日から施行する。

(設立当初の役員)

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成5年度に初めて開かれる通常総会までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

4 この法人の設立当初の会計年度は、第45条の規定にかかわらず設立許可のあった日から、平成5年3月31日までとする。

(権利義務の承認)

5 任意団体福井県産業廃棄物処理協会は、社団法人福井県産業廃棄物協会の設立許可のあった時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において社団法人福井県産業廃棄物協会が承継する。

附 則

この定款の変更は、福井県知事の認可のあった日(平成13年9月13日)から施行する。